

1学期末にも同様の文書を出しましたが、大切な内容ですので、ご確認をお願いします。

令和元年12月16日【家庭数配付】

保護者 各位

大明小学校

子どもたちの携帯電話・スマホ利用に対するお願い

時下、保護者の皆様には、本校教育にご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、11月には、大阪の小6の女兒がSNSで知り合った男に誘拐・監禁される事件がありました。このほかにも、小中学生の携帯電話やスマホなどの利用において、

いじめ

個人情報流出

ネット依存

生活習慣の乱れ

犯罪に巻き込まれる

などのトラブルが多発しております。国では「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を平成21年4月1日から施行し「有害情報からの青少年保護・フィルタリングの義務・違反した場合の罰則」などの法的規制を始めています。文部科学省においても学校における携帯電話の取扱いと青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進について、以下の方針を示しています。

- 1 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校においては、学校への子どもの携帯電話の持込みについては原則禁止とすべきであること。
- 2 携帯電話を持たせる場合には、家庭で携帯電話利用に関するルールづくりを行うなど、子どもの利用の状況を把握し、学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が子どもを見守る体制づくりを行う必要があること。
- 3 ネット上のいじめやインターネット上の違法・有害情報など情報化の影の部分への対応として、他人への影響を考慮して行動することや有害情報への対応などの情報モラルを学校としてもしっかりと教えること。

2学期に本校であった事例では、

- 家のパソコンや親のスマホから、アダルトサイトを見て、見聞きした内容を友達どうして話していた
- 休日にはオンラインゲームを時間無制限でやっている

という報告がありました。冬休みを前に、保護者の皆様に以下をお願いをいたします。子どもたちをトラブルから守るために、ご理解・ご協力をお願いします。

【保護者の皆様へのお願い】

- 1 安易に子どもに携帯電話・スマホ・タブレットなどを与えないでください。
「みんなもっているから」などの理由で買い与えることがないようにしてください。クリスマスプレゼントとして与える、お年玉で買うなどのこともあるようですが、祖父母などにも同様の対応を取るよう保護者から説明してください。
- 2 すでに携帯電話を持たせている家庭は、利用状況を保護者が必ず確認をし、この機会に本当に必要かどうかを話し合ってください。持たせる場合、保護者の責任でフィルタリング設定を必ずしてください。また、携帯電話の使える機能を限定させてください。
① SNSや動画サイトなどで見知らぬ人と知り合いになったり、個人情報の流出がトラブルの原因になったりする場合があります。また、アダルトや残酷な画像や動画などの閲覧や子どもからの画像や動画などのアップも行われているようです。子どものプライバシーであっても責任は保護者に発生します。
② 子どもが「メール」や「ライン」などをする場合の管理も保護者の責任においてお願いします。書かれていることが、悪口や誹謗・中傷になっていないか、個人のプライバシーが守られているかなどの確認をしてください。また、携帯・スマホなどを子ども部屋に持ち込ませない、使うときは親がいるところで使わせるなどの約束をつくってください。
- 3 学校に、携帯電話を持ち込ませないでください。
特別な事情がある場合は、学校へご相談ください。
- 4 携帯・スマホ以外でもご注意ください。
ゲーム機、音楽プレイヤーなどでも SNS や動画サイト、無料通話アプリなどの利用ができます。

